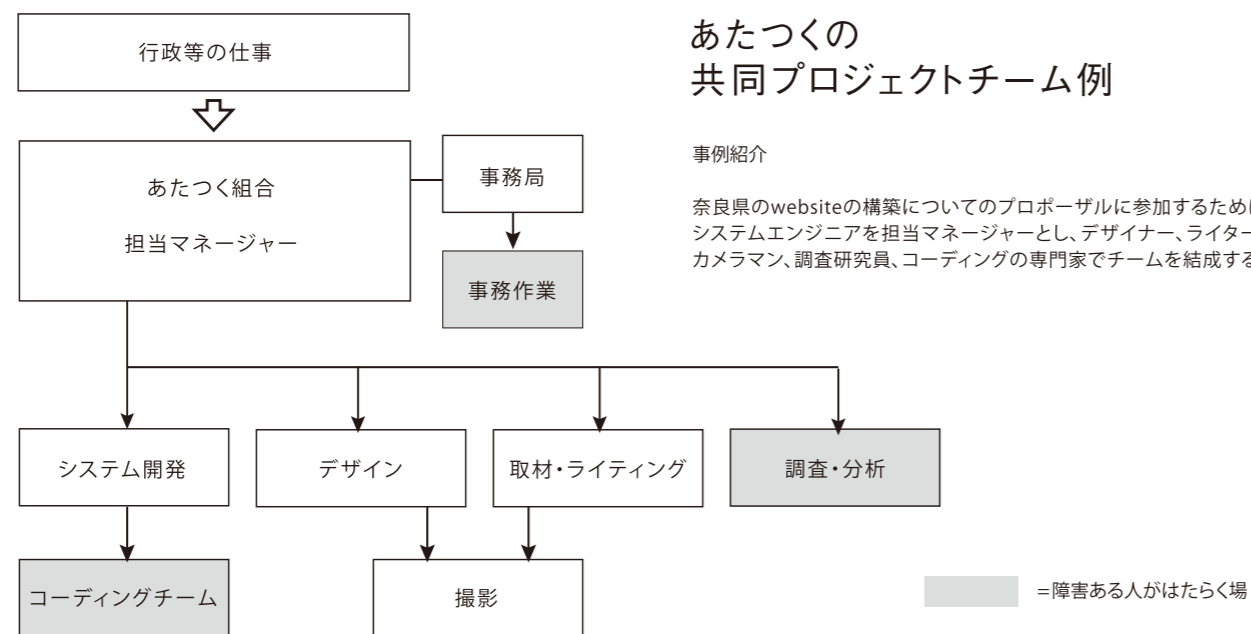


「あたらしい・はたらく」の流れと仕組み

「誰もが持っているはたらく力を仕事にするのが
福祉型組合の役割である。(あたつく組合)」



「奈良のしごとは奈良の企業が受託する」の確立

あたつく組合の大きなビジョンとして、地域内経済圏を構築、育成し、「奈良のしごとは奈良です」受託システムの確立があります。この仕組みが実現する過程において、多様な人が働く場と機会が増え、奈良の企業は得意分野を最大限に活かしながら発展することができると思っています。奈良のためにとの思いがある協同組合、専門技能を持つ人たちが集まる協同組合だからこそできる細やかな対応で、地元奈良の発展に貢献していきます。

様々な方の「働く場」として

協同組合を共同窓口として、大企業と同じレベルの大きな仕事が受注できるようになると、様々な業務が生まれます。その仕事を組合が各団体の強みに合わせて振り分けることで、小規模団体では特に強みを活かす業務に専念できます。さらには、障がいを持たれた方や女性など、個人では仕事を受けにくい方に対して、仕事として依頼ができ、様々な方の「働く場」を創出することができます。

FAQ よくある質問

1. 異業種とはどのような企業や団体が参加しているのですか

福祉事業所や法人を中心として、企業コンサルや運送業、建築業、印刷業、販売業の企業やIT制作やデザイナーをされている個人の方も参加されています。

2. どれぐらいの団体が参加されていますか？

発足時は8社でしたが、3年目を迎える平成30年4月現在では18社に増えています。また、正組合員以外の賛助会員や応援団なども含めると、41の法人・個人があたつく組合に加入しています。

3. どうして「福祉型」なのですか？

「はたらくことで地域を安心安全で住みやすい町にできる」という考え方が組合の基本になっています。特に異業種企業が参加する組合にとっては、お互いの思い違いをなくし、対等な立場で意見交換をする必要があり、そのためにどの分野とも連携可能な「福祉」が主体となっています。

地方創生のためには、地域の仕事を地域で対応する仕組みが必要です。地域の仕事ができる企業や個人が育つことで、地域内経済循環性が高まり、魅力ある地域や安心安全な地域が生まれます。それらを支える基本が「福祉」なのです。

4. 組合に期待できることは何ですか？

まずは、組合が共同窓口として受注した案件に参画することができます。団体や個人では受けることのできない規模の事業にも参画することができます。仕事の可能性を広げることができます。

また、組合が主催するセミナーや交流会に参加することができます。様々なテーマでセミナーを行っていますので、ぜひご参加ください。

5. セミナーはどのような内容で開催されていますか？

これまで企業支援や地域の課題をテーマに開催してきました。例えば行政の入札・プロポーザルに参加するための手法や予算書の見方、助成金や補助金の活用、クラウドファンディングの活用等があります。平成30年度は人材育成に関するセミナーも開催予定です。

6. 組合の運営の特徴は何ですか？

運営委員会が組合運営の核となっていますが、組合員は対等な立場で参加していることが特徴です。屈託のない場の中から、様々な提案や意見が交わされ、組合としての事業やプロジェクトが進め

られています。運営委員会での何気ない一言から、プロジェクトが生まれることもあります。

7. 様々な団体や個人が関わる運営委員会では、どうやって意思疎通を図っているのですか？

一番の課題は、業種や分野によって使う言葉の差です。当初は特定の業種のみでしか使われない言葉、同じ意味を持ちながら表現が異なる言葉、あるいは同じ単語でありながら意味することが違う言葉などでコミュニケーションの齟齬が生じていました。意思疎通を図る上で、まずこれらの単語や意味を共通認識として統一することから始めました。

もう1点は、チームや部会の結成です。各分野での集まりを組織し、コミュニケーションのハードルを下げることで、徐々に意思統一を図っていった経緯があります。

8. 他府県からの問い合わせはありますか？

これまで、近畿一円や中国地方から問い合わせをいただいております。福祉事業所だけでなく、地域団体や様々な機関にお勤めの個人の方も、見学や運営委員会に参加されています。

9. 運営委員会には誰でも参加できるのですか？

月に1回程度、外部の方が参加できる日を設けています。事前に連絡をいただいて、その日に参加していただければと考えています。

10. 組合に関わる法律や制度にはどのようなものがありますか？

行政からの受注に関しては、『障害者優先調達制度』や『入札参加資格制度』があります。それ以外にも、雇用や障害者の支援に関して『障害者総合支援法』『障害者差別解消法』『障害者法定雇用率促進制度』『社会福祉法』『中小企業振興基本条例』『中小企業算定特例制度』などがあります。

11. 算定特例会員とはどのようなものですか？

障害者雇用率制度では、原則として個々の企業ごとに法定雇用率(2.2%)の達成が義務付けられています。算定特例会員として組合に安定的な仕事の発注等をする「事業協同組合等算定特例」により、組合との実雇用率を通算し、雇用率の達成を促進することができます。また、障害者雇用に関する研修などの支援も受けることができます。